四日市市上下水道局管理規程第50号

四日市市上下水道局農業集落排水事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について(令和6年四日市市水道局告示第20号)の一部を次のように改正する。

令和6年 7月31日

四日市市上下水道事業管理者 山 本 勝 久

改正後	改正前
地方公営企業法施行令(昭和27年政令第40	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第40
3号)第22条の2第3項の規定により、四日市	3号)第22条の2第3項の規定により、四日市
市農業集落排水事業出納取扱金融機関及び四日	市農業集落排水事業出納取扱金融機関及び四日
市市農業集落排水事業収納取扱金融機関を次の	市市農業集落排水事業収納取扱金融機関を次の
ように告示する。	ように告示する。
1 四日市市農業集落排水事業出納取扱金融機	1 四日市市農業集落排水事業出納取扱金融機
関	関
株式会社三十三銀行	株式会社三十三銀行
2 収納取扱金融機関	2 収納取扱金融機関
株式会社百五銀行	株式会社百五銀行
株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行
株式会社みずほ銀行	株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行	株式会社大垣共立銀行
株式会社大垣共立銀行	株式会社愛知銀行
株式会社愛知銀行	株式会社中京銀行
株式会社中京銀行	北伊勢上野信用金庫
北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫
桑名三重信用金庫	三重北農業協同組合
三重北農業協同組合	東海労働金庫
東海労働金庫	鈴鹿農業協同組合
鈴鹿農業協同組合	株式会社ゆうちょ銀行
株式会社ゆうちょ銀行	

(上下水道局管理部経営企画課)